

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第7条の規定に基づき、伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、候補者の特定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の特定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）第 7 条各号に該当する情報を除き、公開とする。

（守秘義務等）

第 6 条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員の排斥）

第 7 条 委員は、第 2 条の所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部生活支援課が行う。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 2 月 5 日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この告示の失効）

3 この告示は、候補者の特定が完了した日の属する年度の 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

健康福祉部長 健康福祉部次長（医療生活福祉担当） 健康福祉部次長（こども家庭支援担当） 教育委員会事務局学校教育課長 伊賀市教育研究センター事務局長 伊賀市社会福祉協議会くらし支援課長
--